

## ペット専用エリア利用規約

令和4年9月20日制定  
ジャンボフェリー株式会社

### 第1条(適用範囲等)

1. 本利用規約は、ジャンボフェリー株式会社(以下「当社」という。)が運航する船舶内に設置された「もふもふラウンジ(備付ペットケージを含む。)」及び「ウイズペット個室」(以下、合わせて「ペット専用エリア」という。)の利用及びペット同伴の旅客(同一グループ内の旅客を含む。以下「ペット同伴旅客」という。)に適用されます。
2. ペット専用エリアは、乗船中の旅客が自らの管理の下でペットと一緒に旅行するスペースを提供することを目的として設置されたものであり、当社がペットをお預かりするサービスではありません。

### 第2条(免責)

1. ペット専用エリア内のペット及び船内移動中のペットは、ペット同伴旅客が自ら責任をもって管理(食事、排泄などの行動の管理及び安全の確保を含む。)するものとします。
2. 当社は、船内でのペットの盗難、紛失、又は生命若しくは身体を害する事故や体調の悪化(帰宅後を含む。)については責任を負いません。
3. 当社は、ペット同伴旅客又はそのペットが、他の旅客(他のペット同伴旅客を含む。以下同じ)又はそのペットの行為に起因して被った損害、その他船内で発生した当社の責に帰し得ない事由に起因して被った損害については責任を負いません。
4. 当社は、ペット同伴旅客又はそのペットの行為に起因して他の旅客又はそのペットに与えた損害については責任を負いません。
5. 当社は、自然災害その他不可抗力による事故については責任を負いません。
6. ペット同伴旅客と他の旅客とのトラブルについて、当社は責任を負いません。双方で話し合いにより解決して下さい。

### 第2条(利用可能なペット)

1. ペット専用エリアを利用することができるペットは、体重10kg以下の小型犬及び猫であって、以下の各号に掲げる条件に該当するものとします。
  - (1)基本的なしつけ(トイレ以外で排泄しない、無駄吠えをしない、人や生き物を噛まない等)ができていること
  - (2)病気療養中ではなく、健康状態が良好で、伝染病にかかっていないこと
  - (3)ノミ、ダニ、寄生虫などが駆除されていること
  - (4)発情期、生理中、妊娠状態ではないこと
  - (5)狂犬病などの予防接種がされていること。ただし、接種後2週間経過していない場合や最後に接種してから一年以上経過している場合はご利用頂けません。

2. 猫については、ペット専用エリア内で、備付ペットケージ又はご自身のペットケージから出すことができません。
3. 前二項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合は、ペット専用エリアを利用することができません。
  - (1) 備付ペットケージに入れることができないペット
  - (2) 他の旅客又はそのペットに恐怖感を与えたり、迷惑となるおそれのあるペット
  - (3) 著しく体が汚れていたり、匂いがきついペット

### 第3条(利用方法)

1. ペット同伴で乗船する方は、乗船前に必ず電話又は発券窓口にてペットの種類及び体重を申告するものとします。
2. ペット同伴で乗船する方は、ペット専用エリアの仕様を事前に確認し、自己管理であることを理解した上で乗船して下さい。
3. 備付ペットケージ及びウイズペット個室の利用には、事前の予約及び所定の料金の支払いが必要です。
4. ペット専用エリアを利用できないペットは乗船できません。ペット専用エリア以外の客室をペット同伴で利用することはできません。
5. ペット専用エリアの利用は、1家族につき2匹までに限ります。

### 第4条(遵守事項)

1. ペット同伴旅客は次の各号に掲げる事項を遵守して下さい。
  - (1) ペットの体が汚れている場合は、乗船前に汚れを十分に落として下さい。
  - (2) 乗船時又は下船時は、全てのペットをペットケージに入れて持ち運んで下さい。
  - (3) 乗船中はペット専用エリアからペットを持ち出さないでください。ペット専用エリアを除き、船内はペットの持ち込みが禁止されています。
  - (4) 犬については、ペット専用エリア内でペットケージから出す場合は、必ずリードを着用して下さい。着用リードは1メートル程度の短めのものに限ります。
  - (5) 猫については、ペット専用エリア内でペットケージから出すことができません。
  - (6) ペットの性格やしつけ度合いなどを熟慮の上、ペット同士の喧嘩、飛びつきや噛みつきなど、他の旅客及びそのペットの迷惑にならないよう、細心の注意を払って下さい。
  - (7) 船内のドアを開閉する時は、ご自身のペットだけでなく、周囲の旅客やそのペットの安全をよく確認してからゆっくりと操作して下さい。
  - (8) ペット専用エリアから離れる場合は、必ず備付けペットケージにペットを入れて、施錠して下さい。備付けペットケージに入れずにペット専用エリアを離れることはできません。
  - (9) 備付ペットケージを利用した場合は、下船時に使用したシーツを交換し、鍵の返却して下さい。

- (10)外部デッキを含めて船内の壁や床に排泄させないで下さい。ペットが壁や床を汚した時は、ペット同伴旅客自身で責任をもって清掃してください。
  - (11)ペットの排泄物は、ペット同伴旅客自身が始末して下さい。また、ご不要になったものは、ペット専用エリア内に放置せず、持ち帰って下さい。
  - (12)外部デッキを含めて船内でのシャンプー、トリミング、ブラッシング等は固くお断りします。
  - (13)前各号に掲げるもののほか、ピット内に掲示されている注意事項に従い、他の旅客又はそのペットの迷惑にならないよう行動して下さい。
- 2. ペット同伴旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船長又は当社の係員が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。
  - 3. 船長は、前項の指示に従わないペット同伴旅客に対し、下船を命じることがあります。

#### 第9条(不正利用)

- 1. 次の各号に掲げる場合は不正利用とみなし、警告書の貼付、ペットケージの施錠、ペットの移動、警察又は海上保安庁への報告等の措置を取らせて頂きます。
  - (1)予約せず又は所定の料金を支払わずに備付ペットケージ又はウイズペット個室を利用した場合
  - (2)ペット専用エリア以外にペットを持ち込んだ場合
  - (3)同伴可能な数量を超えるペットを船内に持ち込んだ場合
  - (4)前各号に掲げるもののほか、本利用規約に違反した場合
- 2. 前項に該当する場合その他当社が不正な利用方法と認めた場合には、その利用者は当社に対し、利用料金のほか所定の違約金をお支払い頂きます。

#### 第10条(ペット同伴旅客の賠償責任)

- 1. ペット同伴旅客は、次の各号に該当する場合、その損害を賠償して頂きます。
  - (1)本利用規約に違反した場合
  - (2)故意又は過失により船内を汚損させ、又は船内の設備、機器等を破損させた場合
- 2. 前項に規定する損害には営業機会の損失による損害を含みます。

#### 第12条(管轄裁判所)

ペット専用エリアの利用及びペット同伴旅客に関する紛争については、神戸地方裁判所又は神戸簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上